

札幌市下水道技術に関する共同研究等実施要綱

(平成 28 年 7 月 25 日 下水道河川局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市（以下「市」という。）が、効果的かつ円滑な下水道事業の推進を図ることを目的として、外部機関の新技术や情報を活用した技術開発等を積極的に導入するために行う共同研究等に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 共同研究等は、研究開発の内容・形態により次のとおり分類し定義する。

- (1) 公募型共同研究 早期に解決が必要とされる課題等について、外部機関の持つ先端技術や情報等を活用するため、市が共同研究を公募し、市と外部機関が応分の責任と負担をもって行う調査、研究及び実験等をいう。（以下「公募型」という。）
- (2) 提案型共同研究 市の行政目的に合致し、実用化を視野に入れた外部機関からの研究開発提案について、研究に関する直接的な費用を外部機関が負担し、市と外部機関が共同で行う調査、研究及び実験等をいう。（以下「提案型」という。）
- (3) 処理施設・試料提供型自主研究 市の下水道事業に寄与できると認められるもので、外部機関が市の保有する処理施設や試料などを利用し、自主的に外部機関の責任と負担により行う調査、研究及び実験等をいう。（以下「自主研究」という。）

(外部機関の適用要件)

第 3 条 外部機関は、次の各号に掲げるいずれかの機関であり、かつ次項に該当しないこと。

- (1) 国若しくは地方自治体又はこれらの関係機関
 - (2) (1)に準じた公的な研究機関
 - (3) 大学等教育機関
 - (4) 市の行政目的に寄与できる技術等を持っていると判断される民間企業又は団体
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(事務局)

第 4 条 共同研究等に関する事務局は、下水道河川局事業推進部下水道計画課に置く。

(共同研究審査会等の設置)

第 5 条 共同研究を効率的・効果的に実施するため、共同研究審査会及び技術管理委員会（以下「審査会等」という。）を設置する。

- 2 審査会等の名称、委員及び所掌事務は別表のとおりとする。
- 3 委員長は必要に応じて局内の職員等を臨時の委員として審査会等に参画させることができる。

- 4 審査委員長及び各技術管理委員長に事故があるとき又は欠けたときは、出席委員の互選により、選出された委員がその職務を代理する。
- 5 審査会等の定足数は、委員の過半数とする。
- 6 審査会等は、原則非公開とする。

(共同研究等の実施の要件)

第6条 共同研究等の実施は、次の各号に該当することを要件とする。

- (1) 共同研究を行う外部機関が、研究開発に必要な技術的能力及び費用負担能力を有していること
- (2) 共同研究を実施することが合理的かつ効果的であること
- (3) 共同研究等の内容が市の行政目的に合致したものであり、下水道事業に寄与できると認められるもの
- (4) 共同研究等を実施するにあたって、市の業務に支障を及ぼすおそれがないこと

(共同研究等の実施)

第7条 公募型又は提案型の実施にあたっては、募集した共同研究又は提案された共同研究の内容等について、審査会等で審査し、採否の決定を行う。

- 2 前項の共同研究の募集・周知は市が行うとともに、応募者又は提案者にその採否を通知する。
- 3 自主研究の実施にあたっては、所管課の審査を経ることとする。

(協定の締結)

第8条 公募型又は提案型の採用が決定した外部機関（以下「共同研究者」という。）は、市と実施に関する協定（以下「実施協定」という。）を結ばなければならない。

- 2 実施協定には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 共同研究者の名称及び住所
 - (2) 共同研究の名称、内容及び実施期間
 - (3) 業務分担及び費用負担（第9条により中止となった場合も含む。）
 - (4) 共同研究により取得した発明、考案に係る権利の取扱い
 - (5) 共同研究内容、成果等の取扱い
 - (6) 安全対策
 - (7) 秘密の保持
 - (8) 損害への対応
 - (9) その他双方が必要と認める事項

(共同研究等の中止)

第9条 天災その他やむを得ない理由により、共同研究を継続することが困難になったときは、市と共同研究者等で協議のうえ当該研究を中止することができる。

(適用の特例)

第10条 共同研究者が国、地方公共団体、公益法人又は大学等教育機関である場合でその取り組みに関して特段の定めがある場合はこの要綱の一部又は全部を適用しないことができる。

(共同研究の報告等)

第11条 共同研究者は、必要に応じて、研究等の経過を市に報告しなければならない。

2 公募型又は提案型の共同研究者は、研究の終了時に市に対して報告書を作成し、その研究成果を審査会等に報告するものとする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、下水道河川局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年3月24日から施行する。

別表

名称	委員長及び委員等	所掌事務
共同研究審査会	委員長：下水道河川局長 委員：経営管理部長 事業推進部長 管路担当部長 処理担当部長	公募型共同研究及び提案型共同研究における審査、採否の決定及び研究成果の確認等を行う。
管路 技術管理委員会	委員長：事業推進部長 委員：下水道計画課長 事業担当課長 経営企画課長 施設管理課長 排水指導課長 管路保全課長 管路工事担当課長	管路に関する公募型共同研究及び提案型共同研究における事前審査及び研究成果の確認等を行う。
処理施設 技術管理委員会	委員長：事業推進部長 委員：下水道計画課長 事業担当課長 経営企画課長 施設管理課長 処理施設課長 水質管理担当課長 施設保全課長 施設建設担当課長	処理施設に関する公募型共同研究及び提案型共同研究における事前審査及び研究成果の確認等を行う。